

[事案 20-57] 死亡保険金請求

- ・平成 21 年 1 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 24 日 和解成立

< 事案の概要 >

告知義務違反による契約解除を不服として、死亡保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

夫は平成 17 年 2 月に契約転換制度を利用し生涯保障保険に契約したが、同 19 年 6 月と 7 月に 2 ヶ月連続して保険料が未納となり、同年 8 月 1 日に失効し、8 月 16 日に復活手続きを行った。その後、夫は 8 月 27 日に B 大学病院において肺癌と診断され、翌日から同病院に入院した。

そこで入院給付金を請求したところ 10 月中旬に保険会社より、告知義務違反による契約解除の通知が届いた（夫はその後病状が悪化し、翌年 1 月に死亡した）が、下記のとおり夫において重要事実の告知義務違反はなく、告知義務違反による解除は不当であり、死亡保険金を支払って欲しい。

- (1) 夫は咳が出た等のことで 8 月 14 日～8 月 20 日まで A クリニックに通院していたが、この間に肺癌という診断を告知されたことはなく、夫が肺癌と告知されたのは、B 大学病院の精密検査結果によって判明した 8 月 28 日であり、復活に際しての告知日より 12 日後である。したがって、夫において重要事実の告知義務違反はない。
- (2) 復活手続きにおいて、夫(契約者・被保険者)らが病気を知って、保険契約の復活を企図したことは絶対はない。A クリニックの報告書に記載されているように、A クリニックでは「専門の病院で検査しましょう」と言ったのみであり、病名は夫に告知されていなかった。
- (3) 夫(被保険者)は復活請求書告知書欄に記入する際、営業担当者(退職済)が「いいえ」に○をすれば良いと指導したため、「はい」に○をすべきところ、「いいえ」に○をした部分がある。そのうえ、営業担当者が、軽く「いいえ」に○をしたらと勧めたため、咳が出るのは風邪くらいかと軽く考えていた私は、営業担当者の指示どおり「いいえ」に○をつけていった。

< 保険会社の主張 >

下記により、被保険者の告知義務違反は明らかであり、申立人の死亡保険金支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) 被保険者(申立人の亡夫)は、平成 19 年 7 月末より咳、痰、右胸痛が出現したと訴えて、同年 8 月 14 日に A クリニックを受診、同日胸部 X 線・胸部 CT・血液検査、16 日に胃内視鏡・頸部超音波検査、20 日に「右肺にカゲ(しこり)があるので、専門の病院で精査しましょう」と説明を受けている。
- (2) 8 月 1 日に失効し、復活手続きの際の「復活請求書兼告知書」に「A クリニックでの受診、検査を受けている事実」の告知がなかった。また、8 月 21 日の告知書の不備訂正請求書提出時にも、同月 16 日および 20 日に A クリニックで受診し、検査を受けている事実について、告知内容の訂正をしていない。
- (3) 当社営業担当者が「いいえ」に○をすれば良いと指導したことはない。仮に被保険者に虚偽の告知を行おうとする意図がなかったとしても、解除権が阻却される事由はない。
- (4) 被保険者に対して、医師より、癌または腫瘍の告知がされていなくても、8 月 14 日からの受診、検査の事実によって告知義務違反は成立する。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづいて審理し、審査会としての見解を保険会社に伝え

たところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。